

昭和四九年商法改正と法制審議会商法部会小委員会
(十四ノ一) -民事局参事官室試案(修正後)第十二
(中間配当)を中心に-

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学法律研究所 公開日: 2016-09-30 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 三枝, 一雄 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/18202

【資 料】

昭和四九年商法改正と法制審議会商法 部会小委員会（十四ノ一）

—— 民事局参事官室試案（修正後）第十二（中
間配当）を中心に ——

三 枝 一 雄

目 次

はじめに

第一 本日の審議の方針と問題の提起

第二 審議

一 中間配当と仮決算

二 経団連意見

三 監査役候補者指定権

四 監査役の任期

五 中間配当と配当の見込み

六 中間配当を認めるべき会社の範囲

七 中間配当と監査役の同意（以上本号）

はじめに

前回に続き、昭和 44 年 1 月 29 日法制審議会商法部会小委員会第十四回会議が開かれた。この日の会議では、これまでの審議の状況に鑑み、この日の会議で小委員会の審議を一応中断して商法部会の方にもっていくの方針の下、先の民事局参事官室試案（修正後）を基礎に、とくに中間配当を中心に、審議が行われた（法務大臣官房司法法制調査部・法制審議会商法部会小委員会第十四回会議議事速記録 1 頁以下）。これには鈴木小委員長のほか、大森、金子、黒沢、田中、原、矢沢の各委員

および青山、鴻、草島、田辺、味村の各幹事、井口幹事代理青山判事補が出席した。

第一 本日の審議の方針と問題の提起

一 本日の審議の方針

まず、鈴木小委員長から、この日の小委員会の審議方針が示された。すなわち、鈴木小委員長は、いろいろな問題がペンディングになっているけれども、今日のところで一応小委員会を中断して部会のほうへ持っていきたいという前回の審議の話しを受けて、本日はこの辺のところでは法務省参事官の作った試案（修正後）を整理し、かつこのほかにもいろいろ問題点があるということと同時に報告をするということで、ディスカッションをして貰うこととしたい、については本日は前に出した試案を基礎にして話し合いをしていただきたいと本日の審議の方針を示すとともに、具体的に第十二（中間配当）を取り上げ、問題点の整理を味村幹事に求めた。

「定刻にお集まりいただきました方には申しわけないのですが、まだ二、三方お見えでございません。が、ほつほつ始めさせていただきます。

この前のお話によりますと、きょうのところで一応小委員会を中断いたしました、部会のほうへ持っていきたい。いろいろな問題がまだペンディングになっておるにもかかわらず部会へ持ってまいりますことは、多少どうかとも思うのですが、他方から申しますと、部会もずい分長いこと開いておりませんので、今度の最初の試案に対して、方々から御意見をいただきました直後にでもあるいは開くべきものかとも思ったのですが、それをもしておらないようなことではございまして、一応部会のほうへ持って行って議論していただく。しかし場合によりますと、部会ではもう一度その点について小委員会でやってくれといったようなことになるのかもしれませんが、とにかくあまり部会がおくれますことも、他の委員の方々に申しわけないような感じもいたしますので、この辺のところでは法務省の参事官のつくりました試案、それも修正後のものですが、それを整理する。しかし、このほかにもいろいろ問題点があるということと同時に報告をいたしまし

て、そしていろいろなディスカッションをしていただくというようなことにさせていただきたいと思います。

そこでこの前少なくとも問題点としていろいろなものが残っておりましたのは、中間配当と財産日録の処理でございますが、中間配当につきまして、本日、何らか法務省の試案のようなものに修正を加えるような形にまでなってもらいますれば、非常にけっこうでございますし、そうでなければ、あるいは部会には一応前の試案のようなものを報告しておいて、場合によつたら、部会の途中にでもまた小委員会を開いて、中間配当についての試案を修正していただくということも起こるかもしれませんけれども、とにかくそういうようなお含みでひとつ中間配当についての御審議をいただきたいと思ひます。これにつきましては法務省のほうもいろいろと考えておられるのでありますが、さてこういうふうにしたらいだらうというふうな点についての自信ある案がなかなかできないというふうなこともございまして、本日は前にお出しいたしました試案を基礎にいたしましてひとつお話し合いをいただきたい、こういうつもりでございます。

それでは前に差し上げました第十二でございます。これは一応この前も議論したわけでございますが、いろいろまだ問題点が数多く残っているわけでございます。問題点を一応整理してもらいますか、それとも・・・。」（同速記録 1～2 頁）

しかし、味村幹事は、まだ纏めていないので問題点の整理はできないと断つた。

「申しわけありませんが、前回はざっと御説明を申し上げたわけでございますけれども、実は問題点の整理ということは、これに関してはまだまとめておりませんので・・・。」（同速記録 3 頁）

二 問題提起

そこで、鈴木小委員長は、先の審議の方針に基づき、具体的に第十二（中間配当）の第三項の留保利益額及び第五項の取締役の差額弁済責任等の問題を提起した。

「この前お話が出ましたことで記憶しておりますのは、要するに三項のいわば留保利益というふうなもので押さえるといったようなことはどうかというふうなこ

とが一つの問題点になったような気がいたします。

それから五項の取締役の責任が、これでは非常に重くなり過ぎやしないかというふうなことも問題点として上がったような感じがいたしますが、なおほかにもいろいろ問題点があるかと思えます。」(同速記録 3 頁)

これを聞いて、田中委員は、逐条的に一項、二項というふうにするのかと審議の進め方を鈴木小委員長に確認した(同速記録 3 頁)ところ、必ずしもそうでなくてもいいとの回答を得て(同速記録 3 頁)、中間配当試案の第一項(確実な見込を立てるについての手続というものを何も決めないでよいのか)、第三項(特別の目的を持っている積立金、あるいは社債償却準備金とか退職積立金というような類のものをこの引当金の額の中に入れていいか)、第五項(厳格過ぎてかえって取締役がタコ配というか、自分の責任を免れるための配当額をでっちあげるといふ弊害が生まれるのではないか)などにつき疑問・懸念を提示した。

「それでは私、意見というよりも、疑問点のようなものですが、きょういただきました東京証券取引所証券政策特別委員会の意見というのが、だいぶ参考になる点を持っているように思うのですが、第一項の確実な見込というのを算定するのに、証券取引所のほうの案では、仮決算の手続をちゃんとするというのをいっているんですが、その確実な見込を立てるについての手続というものを何もきめなくて、これだけのあれでよろしいかどうか、そこが一つの問題点だと思うんです。

それから三項のいわゆる特定目的のために積み立てた任意準備金、退職積立金というようなたぐいのものをやはりこの引当の額の中へ入れていいかどうか、これは証券取引所のあれでは、それを除外するという事になっているので、私も前からそうする必要があるんじゃないかということを考えておったんですが、配当準備目的を有する積立金と別途積立金とか、あるいは一般積立金のたぐいの目的をきめないものは、もちろん額の勘定に入れてよろしいと思うんですが、特別の目的を持っている積立金、あるいは社債償却準備金とか退職積立金をというようなたぐいのものをこの計算の中に入れていいかどうかということが三項については問題になると思うのですがね。

それから五項は、この前だいぶ実業界のほうから出ていらっしゃる委員の方から

御発言をもらったんですが、二分の一というこの額にこだわって、これ以下の配当をすると、連帯責任を負って払わなくちゃいかぬというんですと、私は何か取締役会が無理をしてこれだけの配当額を捻出して、何とか自分の連帯責任を免れるというような弊害もあるので、むしろ証券取引所の考えと一私、この前から考えておるのですが、資本の欠損になった場合に、債権者に対する責任、資本維持の原則を貫くための責任は、これは取締役に厳重に課せなければいけないが、決算期末の株主を特別に保護するために法定する必要がはたしてあるかどうか。中間配当ということは、定款にもあるし、そのとき報告してやるのだから、決算期末の株主が損をして、中間配当当時の株主が得をするということまで考慮して、『二分の一が第一項より分配した金額に満たないときは、』というところまで厳格にする必要があるかどうか。資本の欠損を生ずるときだけに取締役に連帯責任を負わしめて。債権者に対する責任を果たさせ、株式会社の堅実を保たせるというだけで最低限としてはよろしいのではないかというような気がしないわけではないので、この証券取引所のは、結局いろいろ書いてありますけれども、そういう趣旨と結果的には同じになるようにも思うんでして、その点私は、『責任原因が異常な災害であることを立証しない限り』ということは、これでよろしいかと思うのですが、いまの限度につきまして、五項のは少し厳格過ぎてかえって取締役がタコ配とか、自分の責任を免れるための配当額をでっちあげるといふ弊害も起こるといふ懸念を持つのです。

私の考えている三つの疑問点と申しますか、意見にもわたるかもしれませんが、それらの点について皆さまどうお考えになるのか、伺いたいと思います。」（同速記録3～5頁）

これに関連して、原委員も、第三項（目標が決められた準備金は、引当金の額に入れることは避けた方がよいが、配当引当準備金、任意積立金、繰越金ははっきり入れてよいのではないか）及び第五項（取締役の差額弁済責任をあまりに厳重にすると、みんなおそれてしなくなるのであり、中間配当はするなというのと同じような規定ではないか）につき、懸念・意見を述べた。

「連関しておりますから、私からも意見を申しあげます。準備金の内容の問題については、準備金の中にも目標がきめられておる。条件付の目標があるというもの

については、私は避けたほうがいい。株主に対して当然会社、経営者が考えなければならぬ問題だと思います。しかしながら配当引当準備金とか、任意積立金とか、繰越金とかは、はっきり入れていいのではないかというふうに考えております。この点ではただいまの田中さんの御発言はけっこうだと思うのです。

ただ問題は第五項の分です。これはいま田中さんはいろいろ粉飾して配当をよくして、そうしてもって株主に喜んでもらおうという、つとめてそういう行為を会社、経営者にやらしめることを導くのではないかというおそれ。私は逆に、むしろ中間配当はこわいよ、中間配当をするなというのと同じような規定のような感じがするのです。」(同速記録 5～6 頁)

これを聞いて、田中委員は、取締役の差額弁済責任は、これをあまりに嚴重にすると中間配当を禁止するのと同じになるので、これは資本の欠損の場合くらいに限定するのが良いのではとの意見を述べた。

「ちょっと私の発言が原委員の真意と違っているので、結局中間配当については、原委員のおっしゃったとおりここを嚴重にしますと、中間配当があっても、みんなおそれてしなくなる。その点は、中間配当は必要があつてする以上は、それができるようにする。私が配当を高くすると粉飾決算のおそれがあるといったのは、最後の年度になって一切勘定してみると、決算のときには中間配当の二倍の配当可能の利益が出なければならぬわけですが、それをしませんが取締役が連帯責任を負って足りない額を弁償しろ、すでに払った中間配当の額を弁償しろというためにわざわざ決算期における配当をでっち上げるそれがあるということを示している。それですから御意見はきつと同じだろうと思います。中間配当をあまり嚴重にすると、中間配当を押えて、こわくてできない。だれも自分の私財からばく大な配当の金を出すということは、お金持ちの方も多いかもしれないけれども、取締役としても非常に困ることだと思うのでそれを心配させるということは、中間配当を禁止させるのと同じことにならぬでもないのです、やはりこれは資本の欠損ぐらいのところがいいのではないかという気がいたしますんですがね。」(同速記録 6～7 頁)

しかし、原委員は、田中説のようにやったら、粉飾決算を誘発するのはとの懸

念を示した。

「お説のいまは、あとでやってみたら、もうからなかったら、粉飾決算をやつて・・・。」（同速記録7頁）

「そういうことを誘導してはいけませんね。もっとも公認会計士がびしつとやることは・・・。」（同速記録7頁）

「その前提を私はおこる。やっちゃったあとでなくて・・・。」（同速記録7頁）

田中委員も、そのような責任回避行動は良くないことであるが、人情として起こる可能性があり、問題があることを認める。

「自分の連帯責任だけは免れたい。これはよくないことだけれども、人情ですからね。」（同速記録7頁）

「まあそれもあるでしょうが、やはり問題がある。」（同速記録7頁）

ここまでの議論を聞いて、鈴木小委員長は、中間配当というのは中間利益あるいは仮利益というものを配当するものであるとの立場からすると、当然仮決算が必要だと考えることになるが、他方中間配当は一つの支払い、すなわち金銭分配だという立場からすると、仮決算にこだわる必要は無いということになる、これが中間配当についての根本の問題であると指摘した上、それをどのように考えていくのか、仮決算をして中間の利益をやるんだということになると、なぜ株主総会でやらないのかなどの問題が出てくると問題点を上げ、これにつき意見を求めた。

「根本問題としては、中間配当というものを、この案で考えておりますような配当じゃなく、一つの支払いだというふうには、金銭分配だというふうなものとして考えるのか、それともいわば中間利益といいますか、仮利益というふうなものをそこへ配当するものだとして考えるのかということが根本の問題のような感じがするわけです。

それで先ほど田中委員がおっしゃいました証券取引所の考え方というのは、やはり企業が新営業年度に入って、よくなったり、悪くなったりするというその結果と

いうものは、とにかく利益のほうに反映してくれなければ困るのだ。かりに期末で前の期の任意準備金というふうなものから配当を差引いたというものがあつたところで、そのあとの業績が下がったら、やはりそれでマキシマムが押さえられるのはもちろん困る。

それから逆に申しますと、また物価の影響というふうなものを考えると、このときにうんと出したけれども、あと期末にまた下がるといったようなことも困るのだということが必要になっている考え方じゃないかと私は思うんですけどもね。

そういうふうなものとして考える。つまり先ほど田中委員のおっしゃった仮決算とかなんとかいうものも、要するに中間利益を配当するという立場からくれば、当然仮決算をやらなければならないということになっていきますし、前の期に配当しようと思えば、準備金をくずせばできたのだというふうなものだからという考え方をすると、あまり仮決算なんということにこだわらなくてもいいといったようなことになってくるかもしれません。それがこの試案にあらわれているのではないかと思うのですが、私はそれをどういうものとして考えていくのか。また、仮決算して中間利益をやるんだということになりますと、それでは株主総会をなぜやらないのだということの説明をしていかなければならないという問題が出てくるのだろうと思うのです。そこのところ辺を少し詰めてお考えいただきたいような感じがしておるのです。」(同速記録7~8頁)

第二 審議

一 中間配当と仮決算

この鈴木小委員長の問題提起を受けて、はじめに田中委員は、「営業年度の終わりにおいて配当することができる見込額」の仮決算をつくらないと中間配当はできないということになるのかと質した。

「そうしますとこの仮決算というものをしないと、確実な見込があるという判定が非常に困難で、非常に大ざっぱなものでも何か数字を並べて、とにかく見込の決

算表をつくらないとできないということじゃないでしょうか。」（同速記録 8～9 頁）

関連して鈴木小委員長は、取引所の案の考え方は、余裕を持った額でもって締めていこうという考え方を持っているのではないかと推測した。

「だからあれじゃないですか。取引所の案の考え方は、中間利益が出たら、中間利益を全部配当してもいいというんじゃなく、その中の三分の二でも、何でもいい、少しの余裕を持った額でもって締めていこうというふうな考え方を持っているのではないかという気がするのですがね。」（同速記録 9 頁）

他方試案立案者である味村幹事は、この試案では、仮決算みたいなものをしていないと将来の損益の見込は出ないが、それはあくまでも部内限りのもの、会社限りのものと考えられていると試案の立場を説明する一方、仮決算を作るということになるのと証券取引所のような考え方になるが、そうなると監査はどうなるのかということが問題にならざるを得ないと証券取引所の案に批判的な意見を述べた。

「この案でございますと、見込を算定しますためには、取締役会でそのときの決算といいますか、仮決算みたいなものをしていないと将来の損益の見込は出ないと思うのです。ただこの案では、それが部内限りのもの、会社限りのものでございまして、そういうものを取締役会なり監査役が同意される場合に、参考にはされますけれども、部内限りのもので、表面には出さず、あとでそういう見込が適当であったかどうかということが争いになったときに、取締役のほうでこのとおりの見込みがあったのだということを証明する資料として部内に置いておく、そういう考え方できているわけでございます。

おっしゃいますように仮決算をつくるということを表面に出しますと、証券取引所のような考え方になるわけですが、そうなりますと当然に監査をどうするのだという問題が、監査役が監査で済むのか、公認会計士の監査で済むのか、証券取引所は、公認会計士の監査はしない。監査役が監査だけをするという考えでございますけれども、そこら辺のところがよく説明つくだらうか。期末のほうは公認会計士が監査をする。期中のほうは監査役だけが監査をするというようなこと

で、うまく理屈がつくだらうかという問題もあるわけでございます。」(同速記録 9～10 頁)

しかし、経団連の原委員は、決算と同じような考え方をとるということには、異論があるとす。

「証券取引所は、名前は仮決算でも実際に決算と同じようなものをとるのだ。これは財界全体の意見ではなく、証券取引所はそういうことを考えておられるようですが、私たちはそこまで決算と同じようなものをやるなら、何も配当をちゃんとすればいいので、そこに取締役責任ではありますけれども、決算をイーザーに、見通しが誤らなければ、そのほうが簡単で、株主に対して非常にいい。これは株主本位ですから便利になる。こう考えるために、必ずしも決算と同じような考え方をとるということは、私は異論があるわけです。」(同速記録 10 頁)

これに対し、鈴木小委員長は、決算と同じ形をとるという意味であるが、会社内部としては味村幹事の言うようなものをつくるという形にしない限り、留保利益額から利益準備金額を控除した形というもので押さえるほかないが、経団連はそれでもいいのかと経団連の意見を金子委員に尋ねた。

「決算と同じ形をとるという意味でございますけれども、会社内部としては、一応いま味村幹事のいったようなものをつくってもらおうというふうな形にしない限りは、どうしてもここにあらわれているような留保されている利益の額から利益準備金の額を控除した額というもので押さえるほかはないだろう。しかし、経団連はそれでよろしんですか。」(同速記録 10 頁)

意見を求められて金子委員は、6 ヶ月を経過した会社の業績というものは会社の首脳部には大体わかっているなければならないというのは常識であり、そういう計算的にはわかっているはずだということを参考あるいは基準にして取締役会の責任において中間配当を決めるというのが一番よいと考えるが、ただその場合に何か一つのよりどころ、具体的な保障みたいなものがなければどうも心配だというなら、

先程提案された利益準備金の範囲ならばよいとすることも容認する考えを示した。

「それはこういうことでございます。いまの仮決算の問題は、それからそれへと問題が派生するのでございますが、実際問題とすれば、中間配当の決定をするときには、その六ヶ月なら六ヶ月を経過した会社の業績というものは、やはり会社の首脳部には大体わかっていなければならないというのは、常識でございます。そういうものを考えて、それを一つの基準として、それを仮決算というのか、頭の中の決算というのか、要するに会社内部としては大体このぐらい利益が出て、また、この見通しならば、あとの半期もこれぐらいの利益が上がるだろうというような一つの心のよりどころというものは、必ずなければならないと思うのでございます。

したがってそれを基準として取締役会の責任において中間配当をきめる。それが非常に故意または重大な過失があったとすれば、それはいけないうのかわかりませんが、それで私どもは取締役としての権限とし、また、それが責任にもなるというふうに考えてやらしていただければ、一番よいのではないか。

ただその場合に何か一つのよりどころというか、具体的な保障みたいなものがなければどうも心配だとおっしゃるなら、先ほど御提案がありましたような条件の、利益準備金なら利益準備金を背景として、その範囲ならばよいであろうというようなことで、それは利益準備金があるからいいという逆な問題よりも、ほんとうは現実に中間配当をするときにこれぐらいの配当をしてもよからうというその取締役会の決意が一番大事だ。そういうふうに考えております。」（同速記録 10～11 頁）

「ですからいまおっしゃるように普通の場合でございますけれども、ごく小さい会社は別ですが、月々の月次決算というのはやっているわけですね。だから六ヶ月たてば、大体累計でこれぐらいの利益は上がっているということは、それを仮決算とまでいえるかどうか私はわかりませんが、ともかく大体計算上からいえば、わかっていなければ、そういう判断が成り立たないわけです。それは取締役会にはもちろん報告はしていると思うのでございます。ただそれが仮決算という形でまたそれが論議になるといかなければ、会社としてはそういう計算的にはわかっているはずだというものを参考にしてきめることが常識であると思うのでございます。」（同速記録 12～13 頁）

しかし、鈴木小委員長は、金子委員の言うように会社の内部の人は決議をするときにわかっているという以心伝心で済むのか、ある程度紙に書いたものを示さないで腹できめ得るのか、期末決算と同じようなものとするかどうか知らないが、とにかくある決算的なものをやらないでやれということは無理じゃないのかと懸念を述べた。

「そこで問題でございますが、いまおっしゃったように会社の内部の人は決議をするときにわかっているとおっしゃいまして、一体取締役会の中には外部重役もあるわけでございます。その人たちがわかっているという以心伝心で済むものか。つまりそこにはある程度紙に書いたものを示さないで、一体腹できめ得るのかということになると疑問じゃないか。あるいはまた、監査役が同意をしろということ、それがいいのかどうか別問題でございますけれども、監査役も腹にきめたものでもって承知しろといったってできるはずはないので、書いたものを出せということに当然なるのではないか。したがって決算的なものを期末決算と同じようなものとするかどうか知らないが、とにかくある決算的なものをやらないでやれということは無理じゃないのかという気がいたします。」(同速記録 12 頁)

ついで、原委員は、大会社では毎月の決算で大体の数字は出ているだから非常な見間違いは起こらないと金子委員の意見を補足した。

「いまお話がありました六ヶ月で配当する場合に、社外株主なんか知っているかということですが、近ごろ大きな会社はみな知っているのです。ただ棚卸しを厳格にやっていない。これもみなさん在庫がふえますと、私たちも十四、五工場がありますが、ばりばり締めていますから、大体わかっている。だから非常な見間違いは起こらないんですけれども、毎月の決算で大体わかっている。だから非常な見間違いは起らないんですけれども、毎月の決算で大体の数字は出ているのです。」(同速記録 13 頁)

これに対し鈴木小委員長は、決算のときと同じようにやれとか、公認会計士の監査と同じようなものをやれとはいわないが、何かあるのであり、それを法律に書く

か、書かないかだけの問題だと指摘した。

「私の申し上げていることは、何も決算のときと同じようにやれとか、監査役の監査をするというのを、公認会計士の監査と同じようなものをやれとはいっていないですけれども、何かあるんだろうと思います。それを法律に書くか、書かないかだけの問題だろうと思うんですけれどもね。」（同速記録 13 頁）

二 経団連意見

ここで原委員は、都合により途中退席する経団連の金子委員に対し、退席前の一から十一までにつき、意見を述べるよう要望した。

「ちょっとお話中ですけれども、きょう金子委員は会社関係で御不幸があつて出かけられるのですが、この間お話をいただいた十二以外の中もだいぶかげんしていただきましたが、あの問題の中で何か申し上げておくことはないんですか。一から十一までの間で大きな問題がありましたら、発言していただいたらどうかと思います。」（同速記録 13 頁）

これを受けて、金子委員は、中間配当試案の三（中間配当額）と五（取締役の差額弁済責任）の修正を要望するとともに、大会社の特例会社の範囲を限定するという経団連の意見の尊重を求めた。

「いまの中間配当については、先ほどらい、各委員から御指摘がございましたように、三と五の試案の中はやっぱり問題でございますので、そのようにお取り計らいを願いたいと思うわけでございます。

大会社の特例につきましては、これも幾度も申し上げてあるのですが、免許業でございませうか、これを別な特段の法令で除外するのか、あるいは一億円以上の株式の公開会社に限定するというように、非常に強い希望を経団連側の会員会社はいつているのでございますが、この点はぜひひとつ。これはお手元にいつておりますね。そういう点でございませう。」（同速記録 13～14 頁）

さらに鈴木小委員長は、大会社の特例に関し、非公開大会社につき経団連の意見を質した。

「閉鎖会社はいかがですか。資本金一億円以上ではあるけれども、ごく少数の株主からなる公開されない会社。」(同速記録訴 14 頁)

これを受けて金子委員は、特例法上の大会社からの非公開大会社の排除(つまり公開非免許事業会社の包含)、公認会計士の総会出席条件の限定(監査役と意見が異なった場合及び株主総会で公認会計士の総会出席要求決議が可決されたときに限る。)、監査役の取締役の解任請求権の削除、取締役と監査役の任期の一致、監査役の次期監査役候補者指定権の削除、監査費用額の株主総会決議事項の削除、配当の妥当性についての監査役意見の削除、株主名簿の閉鎖期間の伸長(3ヵ月内)等の経団連の意向の尊重を要望した。

「それ(資本金1億円以上の非公開閉鎖会社)はぜひ除いていただきたいというわけでございます。

逆に申しますれば、公開会社で非免許事業、それを何かで触れていただかないと困るのではないか。これは強い希望でございます。

それから公認会計士が総会に出席いたしますのは、やはり監査役との意見が異なった場合とか、また、株主総会で公認会計士の総会出席要求決議が可決されたときに限るといふ、出席するときの条件としてはそのようにお願いしたい。

それから例の監査役につきまして、取締役の解任請求を裁判所に請求できる項目というのがございましたが、これはいろいろレアケースだと思っておりますが、皆さんの御意見を伺ってみると、削除してもよろしい。何となれば、総会の問題のほうが先で、さらに監査役が取締役をいまのような形でやるというのは、解任要求をするということは、非常に皆さん御賛成にならないので、これも申し上げておきたい。

それから監査役の三年というのも、これはむずかしい問題で、三年がいいのか、二年がいいのか、むずかしいのですが、取締役と同一にさせていただきたいという希望が強いのでございます。したがって二年とか三年とかいうことよりは、むしろ取

締役、監査役は任期は同一にしていきたい。

それから監査役に次期の監査役の候補者指定権を与えておるのでございますが、これは第四の二項でございました。同意を得るということは必要かも存じませんが、指定権を与えるということについては、ひとつ削除していただけないか。ぜひお願いしたい。

それから監査費用の問題でございますが、これはここでもだいぶ議論がありました。私も事情はわかっておるのでございますが、総会の決議事項にまでしないではよろしいのではないかと。むしろ監査役が必要であるものについては、それを与える。必要なものを出さないで監査を阻害する場合には、当然いろいろな問題が起こりましょうが、ただこの額を総会の決議にまで持つていく必要がないのではないかと。この点をお考え願いたいということでもあります。

それから配当の妥当性について監査役は意見を述べるというのがございますが、妥当性については、監査役がこの配当がいいとか、悪いとか、多過ぎるとかいうことは、そこまではいわないでもいいのではないかと。これは第八の七の後段にそういう点がございまして、これを削除していただけないか。

それから株主名簿の閉鎖期間でございまして、これはいろいろお話がございますが、少なくとも三ヶ月内にこれを延ばしていただきたい。これは実務のほうからいろいろ御意見が出たのでございます。第九の三でございまして。以上がこの間ちょっと私どもがまとめましたメモでございまして。ぜひひとつ御審議の中で経団連としての意向を盛り込んでいただければ幸いです。」（同速記録 14～16 頁）

ついで、この経団連意見を巡り、以下のように順次審議が行われた。

三 監査役候補者指定権

（一） 監査役候補者指定権の削除

まず、味村幹事は、経団連の監査役の候補者指定権の削除意見は、それを監査役の過半数の同意にかからせることでは不十分だということかと、金子委員に質したところ、金子委員はそういうことであるとした。

味村幹事「この前、監査役の候補者指定権は、監査役の過半数の同意が必要だと

いうことにしたのでございますけれども、あの程度では足りないということがございますか。」(同速記録 16 頁)

金子委員「そうでございますね。・・・」(同速記録 16 頁)

(二) 監査役候補者の指定と複数監査役の同意

ついで鈴木小委員長は、監査役が二人いた場合この監査役の同意は全員一致でなければ駄目かと質した。

「監査役を二人置いておくと、二人の意見が一致しなければだめだということですかね。」(同速記録 16 頁)

しかし、金子委員はその質問の真意を図りかね、それが実際問題ではどうなるかを逆に鈴木小委員長に尋ねた。

「それが実際問題でどういうことになりますかね。」(同速記録 16 頁)

これに対し、鈴木小委員長は、監査役の同意は監査役強化の一環であると明かした。

「一種の考え方として、第一に監査役を強化するという考え方もあるんですが、取締役については累積投票ということもあるから、監査役についても累積投票的なものを認めるといったような考え方がある。それはしかしどうもあまりおもしろくないだろうということで引っ込めてもらったわけですが、もう一つ残ったのがこれなんですね。」(同速記録 16～17 頁)

四 監査役の任期

とともに、鈴木小委員長は、監査役の強化についてもまだ問題があるとし、監査役の任期の問題を指摘した。

「それについてもまたいろいろな問題があるような感じがするのです。たとえば

監査役の任期を三年といたしましたときに、六年やっていたんなんていうのはおかしいんじゃないかという考え方もあり得るのかもしれないし、かりに監査役の任期が一年だというので、それでもって引込めるのも少しひどいかもしれないといったようなこともあるような感じもいたしますので・・・。」（同速記録 16～17 頁）

この問題提起を受けて、金子委員は、いまのところ 1 年で留任を繰り返しているが、平均はどのくらいになっているかと質した、

「平均どのくらいになっておりますか。いまのところ一年ですから、留任々々できておりますが・・・。」（同速記録 17 頁）

これに対し、味村幹事は、上場会社では一億円から百億円のところで 3 年以上が 63%、百億円以上では 49% が 3 年以上であることを明らかにした。

「上場会社で三年未満の者は三七%、これは一億円から百億円のところ。ですからあとの六三%というの三年以上になっております。それから百億円以上では三年未満の方が五一%でございますから、三年で半々というところでございます。」（同速記録 17 頁）

これを聞いて、金子委員は、それは監査役が不適任であるというような内容の問題ではなく、三年ぐらいたったら次に交代して貰おうという監査役の感触の結果ではないかとの感触を述べた。

「いまの監査役の感触ですと、監査役が不適任であるとかなんとかいうのではなくて、三年ぐらいたって監査役をやっていたら、次に交代していただくということなんだろうな。内容的な問題ではないんだろうなと思います。」（同速記録 17 頁）

「内容的な問題よりは、だれが三年もやったんだから、次の人にかわってというような処遇の問題が現実の問題としては大きいんですね。」（同速記録 18 頁）

しかし原委員は、監査役の任期を 3 年にすると、結局留任して 6 年ということに

なるのではないかと指摘した。

「監査役を三年にしますと、六年ぐらい置くことになります。人間の頭というのはふしぎなもので、一期が済むと、もう一期置いてやれ、一期という考え方が、一年でも三年同じになる。そういうことで六年置くことになります。」(同速記録 17～18 頁)

これに対し、大住委員は、もう一期置いてやろうという経団連の考え方は改めるべきであると反論した。

「もう一期置いてやろうという、いままではそうかもしれませんが、その考え方は改めなければいけないと思いますね。」(同速記録 18 頁)

「ぼくは経団連の人はそういう考えを改めなければだめだと思うんですよ。」(同速記録 18 頁)

鈴木小委員長も、いままでのような順送りの人事という頭ではなく、適材適所という考え方で行くべきであるとした。

「必ずしもいままでみたいな順送りの人事という頭ではないんですからね。その適材でもってきて適所に置いてくるという・・・。」(同速記録 18 頁)

しかし、原委員は、適材適所は全部で、不適材でもいいなどというのはどこにもないと、鈴木小委員長の意見に反論した。

「適材適所は全部ですよ。不適材でもよろしいというのは、どこにもありませんよ。」(同速記録 18 頁)

しかし、鈴木小委員長は、今までの監査役の適材というのは何にもしないということではないのかと再反論した。

「いままでの監査役の適材というのは、おとなしくて何もしないとったようなものが適材らしいのですが・・・。」（同速記録 18 頁）

それでも原委員は、そういうのもあるが、自分は有能なものを置いていると再再反論した。

「というもありますが、私は有能なのを置いております。」（同速記録 18 頁）

ここまでの鈴木小委員長と原委員のやり取りを聞いて、金子委員は、鈴木小委員長にいままでの考え方だとそういうことだったが、今後はどういうふうになるのかと、この問題についての今後の審議の方針を尋ねた。

「今度は監査役制度が全然変わった考え方から出発するんですから・・・いま三年未満が少ないとおっしゃったものですから、いままでの考え方だとそういうことだったので、今後はどういうふうになりますか。」（同速記録 18～19 頁）

これに対し、鈴木小委員長は、部会でもってそれぞれの問題をやるときに落とさないように報告して、部会委員に考えて貰うポイントとして提供するというにしたいという意向を示した。

「いまおっしゃいましたような問題を議論をした上で試案の修正をすべきかどうかということまでやって、部会へ持っていくということも考えられますけれども、しかし問題点を持っているのは、ひとり経団連だけではないので、私たちが問題点は持っているわけなのでございますから、先ほどのようなことで、いまおっしゃいましたような問題は、部会でもってそれぞれの問題をやりますときに落とさないように報告して、皆さんにお考えいただくポイントとして提供するというにさせていただきます、そういう意味でやっていったらどうかと思っております。」（同速記録 19 頁）

これを聞いて、金子委員は、鈴木小委員長のいうように取り扱って欲しいと改め

て要望し退席した。

「お取り上げ願って審議をしていただけるということでけっこうでございますから、どうかそういうふうにお取り計らい願います。勝手でございますが、これで失礼いたします。」(同速記録 19 頁)

五 中間配当と配当の見込み

そこで、鈴木小委員長は、中間配当試案の第一項と第五項との整合性に疑義を呈し、第一項に書いてある「見込みがあるときは」というのは、むしろ取って考えていったほうが話しとしてわかるのではないかと問題提起をした。

「中間配当の問題を見てまいりますときに、第一項の中で『定款をもって営業年度の終わりにおいて利益の配当をすることができる確実な見込みがあるときは』というのは、何か一つの要件のようになっているのですが、要件としてはうしろのほうとちょっと合わないんですね。つまり利益も配当することができるというのは、要するに少しでもやればいんだらうと思うんですけども、うしろのほうを見ると、五項あたりにいくと、『配当することができる二分の一』というふうなことで、大体同額の配当が期末になされること、そういう確実な見込みがなければならないということでこれが合わない。

だからこの考え方の一項から推してまいりますと、田中さんのおっしゃるように、資本さえ守ればいいのだというふうな考え方にも見えますし、うしろのほうを見ると、必ずしも資本だけ守ればいいという意味ではなくて、それ以上の要請が加わっているような感じがするわけです。

そして先ほどの証券取引所などの考え方は、上がった、下がったというのではなくて、こうずっといつてもらいたい、あるいはこう上がっていくなら、上がっていつてもらいたいという趣旨のように見えるわけで、そんなものは商法の知ったことじゃないのだという考え方もあるでしょうし、また、そういうふうな中間配当というものを認めるときに、そんな最小限度の要請だけでとどめるのか、あるいはもう少しプラス・アルファの要請を加えるべきものであるかというふうなことも問題になってくるような感じがするわけです。

だから逆に申しますと、一項に書いてある「見込みがあるときは」というのは、あってもなくても同じ、一つの考え方みたいなものを出しているだけの話して、むしろ取って考えていったほうが、話しとしてわかるのかもしれない。」（同速記録 19～20 頁）

これに対し、原委員は、中間配当試案で利益と積立金のどちらか少ない額をもって書かれると、非常に窮屈になるので、経営者に自由裁量を認めて貰いたいと要望した。

「実際面で述べさせていただきたいのは、一カ年の決算を途中の六ヶ月日に配当して、一カ年決算でいくのだという。しかし途中で配当もできるとしてありますが、実際は季節的に上期と下期と違う場合があるんですね。その意味から考えて、ほんとうは実際面の利益のとおりいけば、一割配当の場合に一割配当は平均して一割できるが、初めは八分、その次は一割二分というようなやり方があってもいいと私は思うのです。それが実際にあるんですね。ところがそこに見込が入るのです。ですからここに利益か、積立金のどちらか少ない額をもって書かれると、非常に窮屈になる。そこに自由裁量を経営者に認めてもらいたい点は、こういう方法をとるのは、春と秋、あるいは夏と冬とではちょっと情勢が違う。上下が違ってある場合のものを平均したいというようなことも決算を考えていく大切な要点なのであります。」（同速記録 20～21 頁）

「もう一つあるのです。一年ごとではない。五年か三年でも、なるべく安定させてくれ、あるときは五割配当して、無配当が三年も続くのは困るというものもあります。一カ年間の安定もありますけれども、広い意味と狭い意味と両方期間的にはあるのです。」（同速記録 21 頁）

「だからそこらに融通性を認めてもらわないと、せっかく中間配当を許されても・・・。」（同速記録 21 頁）

これを聞いて、味村幹事は、原委員のこの意見には安定配当という考え方があることを指摘した。

「ただ、いまのところ安定配当というような考え方が強くて、一割なら一割配当したい。ところが上期には八分、下期には一割二分というのは困るから、一年・・・。」
(同速記録 21 頁)

六 中間配当を認めるべき会社の範囲

ついで鈴木小委員長は、利益見込みについて、いろいろな考え方ができると指摘するとともに、もう一つ大きな問題として中間配当を認めるべき会社の範囲の問題を提起した。

「いろいろな考え方ができるような・・・。」(同速記録 21 頁)

「もう一つ大きな問題として考えられることは、中間配当というものは会社の大小その他のものを一切問わないで認められるべきものなのか。それとも何らかの範囲の制限、たとえば特例会社のようなものに限るとすべきものなのか。実際上の必要からいえば、特例会社なんだろうと思うのです。あるいは上場会社のようなものだと思うんだけど、理論的にそうだというだけの根拠があるのかどうか。」
(同速記録 22 頁)

このことにつき、大住委員は、中間配当は期中監査のある特例会社に限り認めるべきであるとの意見を述べた。

「やはり認めるとすれば、十二の特例会社だけに認めるわけでしょうね。公認会計士の監査があるわけですからね。監査というのは決算にのみ監査しているのではなくて、中間でも監査しているのですから、配当見込利益があるかないかということは、やはり三十二条の帳面に記載することは別問題としまして、いわゆる簿外上における仮決算というのは、必ずやっているものですよ。それは公認会計士の監査を受けることになるからそこに理論的根拠があると思うのです。特例会社だけに認める。特例会社になるのがいやだったら、中間配当は認めないぞということは、政策的にもいいのではないか。五億円以上にしろといったら、五億円以下は特例会社としてははずしちゃうけれども、中間配当はできないよというギブ・アンド・テークの政策的考えを入れてもいいんじゃないでしょうか。」(同速記録 22 頁)

しかし、鈴木小委員長は、ただ期中監査があることを根拠とすると、大蔵省の厳重な監査を受けるれども、公認会計士監査をしていない銀行などは、中間配当は出来なくなるのではないかと懸念した。

「そのときに期中の監査が行なわれていることを理由にいたしますと、これも先々の問題になりますけれども、たとえばさっき金子委員がおっしゃったように、銀行なら銀行は特例会社から除くという形をすると、大蔵省が厳重な監査を期末に行なうといっても、それはだめだということになりそうですね。」（同速記録 22～23 頁）

これに対し、大住委員は、商法上の監査がないんだから商法上の配当は認めないでいいと割り切り、初めからそのような条件を付けているのであり、それがために突然に損害を与えるわけでもないとした。

「商法上の監査がないんだから、商法上の配当は認めないということでもいいんじゃないですか。」（同速記録 23 頁）

「別にそれがために突然に損害を与えるのではないから、中間配当を実施したければ、公認会計士の監査を受けなさいという条件をつけているのですから、突然に条件をつけたらまずいかもしれないけれども、初めから条件をつけて・・・。」（同速記録 23 頁）

しかし、鈴木小委員長は、大住委員のような考え方はすっきりしているようであるが、それだけしか論理が立たないものかどうか、また法律で要らないというものを任意に付けたら、付けたということになるのか等の問題が出てくると疑念を述べた。

「すっきりしているようでもあるけれども、それだけしか論理が立たないものかどうかということについては、多少の問題はおそらく出てくるでしょうね。」（同速記録 23 頁）

「ただ法律で要らないのだといっているものを任意的につけたら、つけたとい

うことになるのか。」(同速記録 23 頁)

この鈴木小委員長の意見に対し、大住委員は、商法で除外するのはおかしい、既得権であり、特別法か何かで除外するほかないのではないかと反論した。

「商法では除外しないんでしょう。除外するとすれば、ほかで除外する。特別法か何かで・・・。」(同速記録 23 頁)

「商法で除外するのは、それこそ理由がないと思うのです。銀行はいいんだとか、免許会社はいいんだということのほうがおかしいと思うんですよ。」(同速記録 23 頁)

「当分の間は既得権ができる。」(同速記録 24 頁)

「論理はそうですけども・・・。」(同速記録 24 頁)

これに対し、鈴木小委員長は、特別法でやるのかどうかそれはわからない、商法施行法か何かで当分の間適用しないと書いたほうが強いのか弱いのか、ここのところがわからないと迷いを告白する一方、既得権だということは否定する。そして、銀行局にイニシアティブを持たせることが利益なのかということを考えてみる必要があると改めて疑問を提示した。

「どういうふうになるのか、それはわからんですね。」(同速記録 23 頁)

「そうも考えられますけれども、だから向こうの法律でもって、たとえば当分の間除外するとかなんとかいったようなことであって、こちらのいうことを聞いてくれるかの問題になるかと思うけれども、こちらの施行法に書いて、たとえば当分の間除外するというと、いつでもとれることはとれる。こちらで。だけど向こうにいつてしまったら、それは向こうが変えない限りは変わらないことになるので、アタックする可能性というものになっちゃうんですから、施行法か何かで当分の間適用しないと書いたほうが強いのか、弱いのか、ここのところがわからない。」(同速記録 24 頁)

「そんなことはないでしょう。当分の間は既得権でないことは確かです。」(同速記録 24 頁)

「だけど論理はそうなんだから、その論理からいったときに、大蔵省銀行局にそれをやめるかやめないか、イニシアチブを持たせることが、一体利益か、利益でないかの問題。こっちは筋が立っているということを知っていることが、一体筋が立つのかということも十分考えてみる必要がある。つまり法務省はいままで推測されるところは、大住説なんですけれども、私はそれについていま申し上げたような疑問があることだけは考えてほしいということです。」（同速記録 24 頁）

この鈴木小委員長の意見に対し、味村幹事は、銀行法に特例を設けるとそれは商法の特例になるので、それを改めるには当然法務省との協議ということになり、大蔵省銀行局だけで決められることではないと指摘した。

「形式はそれほど重要だとは思いませんけれども、たとえば銀行法に特例をおつくりになるというなら、商法の特例になるわけですから、当然法務省に協議があるわけですし、これを改めるということになれば・・・。」（同速記録 25 頁）

しかし、鈴木小委員長は、そう簡単に、片っ方はおかしい、片っ方はおかしくないという、そんな理論的なものはないと思います。要するに一つの政治的配慮の問題にすぎない、銀行法で特例を設けた場合には改めさせろということを経済省の方からは言うことができないが、商法に規定した場合にはそれができることになるのであり、商法に書く以外ないと反論した。

「改めさせろということを知りたいときにどうなるか。」（同速記録 25 頁）

「だからこっちが持っていれば、改めさせることができるじゃないかということです。」（同速記録 25 頁）

「たとえば閉鎖会社のほうはやらないことに実質がなったらどうしますか。特例法を持っていけといっても、持ってくるものはない。商法に書く以外にない。だからそこところが、そう簡単に、片っ方はおかしい、片っ方はおかしくないという、そんな理論的なものはないと思います。要するに一つの政治的配慮の問題にすぎないと思います。」（同速記録 25 頁）

味村幹事も銀行法に特例を設けた場合には法務省の方からその改正を発議できないことは認める。しかし、同時に味村幹事は、公認会計士監査に代わるものを行政官庁がやるというのなら、それをどんなふうにするかという措置をちゃんとつけた上でないと特例を設けることには賛成できな、免許業について特例を設けるというのであれば、免許業のそれぞれについて、公認会計士監査を除外する理由があるか否かということを慎重に検討した上でやるという意見であることを強調した。

「それはいえませんね。」(同速記録 25 頁)

「私としては当分の間というような妙なことはやりたくないと思っております。永久にやるならどういう措置を講じなければならないか。公認会計士監査にかわるものを行政官庁がおやりになるなら、それをどんなふうにするかという、そういう措置をちゃんとつけた上でないと特例を設けることには賛成いたしかねる。これは当然のことじゃないかと思っているのでございます。」(同速記録 25 頁)

「どっちでやったほうがいいかどうかという問題は特にないわけでございますで、私どもとして免許業について特例を設けるというのであれば、免許業のそれぞれについて、一体公認会計士の監査を除外する理由があるかどうかということを慎重に検討した上でやりたい。単に、現在こうなっているから、当分の間はやめておこうという程度では、ちょっとまずいのではないかという感じがしているということを上上げたわけです。」(同速記録 26 頁)

商法に書かなくてはだめだという鈴木小委員長の見いに対し、大住委員は、証券取引法でやろうと商法でやろうと、どっちでやってもそれを一方だけで自由に外せるというものではないと反論した。

「どっちでやっても同じじゃないですか。銀行を除外するのは、証券取引法でやっているのですけれども、証券局でもって自由にはずせないでしょう。商法で制限したから、商法で勝手にはずせるというわけにはいかないでしょう。勝手になくても、現に証券取引法ではそうなんです。証券取引法の省令でもってはずしているのです。だから理論的には証券局で自由になるはずですけども、実際はむずかしいんですね。」(同速記録 26 頁)

この意見に対し、鈴木小委員長は、全部やるのが理論的であり、したがって、それにできるだけ近づけるということが必要だと考えているが、ここでもって右か左かに決めてしまうという考え方がいいのか疑念があるとする。

「私自身は全部やるほうが理論的だという感じがしているのです。だからそれにできるだけ近づけるということが必要だろうということを考えているわけで、ここでもって右か左かにきめてしまう考え方、ここで捨てたら、永久に捨てるのだという考え方がいいのだろうか、悪いのだろうか疑問を感じずるのです。つまり当分の間は一切しませんとって永久に捨ててしまうのか。ほくは捨てたくないという感じがするものですからね。」（同速記録 26～27 頁）

鈴木小委員長の意見を聞いて、味村幹事は、段階的に無理のないところから実施していくということも実際問題としては考えられるが、納得できる理由がないと困るとした。

「それは段階的に無理のないところから実施していくということも、実際問題としては考えられることだと思います。ただ、当面さしあたって公認会計士監査にかかわるものにどんなものがあるかということを考えて、納得のできるような理由がないと困るという感じがしているわけでございまして、個々の業種ごとに説明を承って、行政官庁はこんなふうなことをやっているのだということで、それなら安心だということでございまして、ちょっとむずかしいのではないかという感じは持っているわけです。」（同速記録 27 頁）

このような議論を経て、鈴木小委員長は、中間配当を閉鎖会社に認めてやる必要は無く、期中監査をしている特例会社に限り認めるべきであるという大住委員の意見が妥当であると大住説を支持した。

「中間配当も実際問題とすると、閉鎖会社のようなものだったら、あえて中間配当を認めてやる必要もないし、逆にいえば、一年に二度やりたければ、総会を開けば何でもないので、総会を開いたらいいじゃないか。別に公認会計士の監査

があるわけでもないんだから、そうむずかしいことでもないだろう。

そこでは中間配当などをやっているいろいろな制約を施してみたところで、操作は非常に容易になってくる。あとの期末の決算すら、確実にないといったらおこられるかもしれませんがけれども、特例会社ほど確実にでもないということになると、やはり認めることのほうが弊害が多いのではないかということを考えると、やはり理論的には完全に一致するかどうか知りませんが、大住委員の考えておられるような方向が妥当なような感じがいたしますね。田中委員は・・・」(同速記録 27～28 頁)

他方田中委員は、そうした場合、1 億円以上の公開会社でないところから不満が起るといえることはないかと懸念した。

「私はそういうふうなことを申したので、大蔵省のほうの意向もあったかもしれませんが。しかし、もしそうならば、それでけっこうだと思うのですが、一つ懸念するのは、要するにいまの一億円以上の公開会社でないところから不満が起るといえることはないでしょうか。公認会計士を要件とすれば、厳重な監査を待って初めて行なえる。これは正当だというようなことがはっきりいえればよろしいのですが、大体資本金を前から最低限度きめろという要求が強いのに、法務省はちゅうちょしておられる。そういう立場からいうと、この点でそっちのほうからえらい苦情が起るとか、立法の障害が起るといえることはないものでしょうか。実際上の懸念だけです。」(同速記録 28 頁)

味村幹事も、中間配当を中小会社に認めないことに国会の納得が得られるかにつき、懸念を示した。

「その点私どもとしても懸念しているところでございまして、国会方面からも大小分けろという議論は強いわけでございまして、かといって中小企業を全部有限会社に追い込めという意見はないわけでございます。中小企業だけ不利益な体制というか、大会社だけ利益な体制というのは、なかなかむずかしい面がありやしないか。これはやってみなければわからないことでございますけれども、中間配当とい

うと会社にとって利益がある。結局は株主が得をするわけでございますけれども、会社にとって有利なことなんだから、なぜこれを中小企業には認めないのだとことが、かなり議論になる可能性があると思いますので、その際公認会計士が決算を監査していなければ無理であるというのと大体決算というのは怪しいものでございますということ正面切ってということになるのでこれもまたむづかしい。一億円以下の会社ならば、公認会計士をあえて使わなくたって十分な監査ができるはずですよというしかないわけで、そうなりますとなかなかむづかしいという感じを受けているわけでございます。」（同速記録 28～29 頁）

また、鈴木小委員長も国会での審議の困難さにつき懸念を示した。

「国会議員に対するいい方だから、正面切ってというわけにはいかないが、そんな監査を確実なものにしたいというなら公認会計士をやはりどの会社にも全部つけざるを得ないのだけれども、それではあまりに残酷な感じがするから、認めてないんだということで、それがこれだけ監査を置いたから安全なんだという保障をしているわけではないんですね。現にそれほどまで要求されるなら、公認会計士を全部つけざるを得ないのだという議論しかでない。国会議員にそういったら、けんかになるかもしれぬけれども・・・。」（同速記録 29 頁）

また、田中委員は、監査を強制されていない会社でも任意で監査をした場合には中間配当を認めても良いとやや折衷的な意見を提示する一方、その場合には監査役監査だけでなく、公認会計士監査を必要とすることを入れるべきではないか、継続監査の建前からすれば中間配当につき公認会計士監査を要求することもそれほどおかしくないのではないかと補足した。

「強制的に要求する会社ばかりでなく、任意的につければ認めてやるということであれば、公認会計士によって監査している会社には、すべて中間配当を認める。それでいいかとも思うんですが、ただその場合には、第十二の二項の場合に、やはり公認会計士の承認を要するというようなことを入れる必要が起るんじゃないでしょうか。監査役の同意だけでいいかどうか。」（同速記録 29 頁）

「ずっと継続してやるというお話ですから、決算でおもに公認会計士が役割りを持つわけでしょうが、継続して監査するというたてまえにすれば、中間配当についてその承認が要るんだということも、そうおかしくないと思うんだけども・・・。」
(同速記録 30 頁)

これに対し、鈴木小委員長は、期末の会計監査は公認会計士にさせ、期中は監査役にさせるというのは変だとし、公認会計士の今後の職務のあり方についての大蔵省の考え方の曖昧さを指摘した。

「この問題になりますと私も非常に疑問になってくるのは、期末の会計の監査というのは公認会計士にさせる、期中は監査役にさせるということは、へんてこりんなことですね。」(同速記録 29～30 頁)

「それについては公認会計士の今後の職務のあり方みたいなのなんですけれども、必ずしもそういうふうきちんと考えているわけでもなさそうですね。大蔵省の考え方は。」(同速記録 30 頁)

七 中間配当と監査役の同意

これらの議論を聞いて、矢沢委員は、中間配当ができる会社を制限したほうがいいとの考えを明示した上、公認会計士の厳格な監査に応じて特典を与えるということにはそれ程反対はないのではないかと、また中間配当の必要があるのは公開会社だけなので中間配当を公開会社に限定することの説明は難しくないと言及した。一方公認会計士は期中にも事実上監査をしているとの認識から、制度的に中間配当に監査役の同意を求めることの可否につき疑義を提起した。

「私も制限したほうがいいと思いますが、片っ方で公認会計士の厳格な監査があるから、それに依じて特典を与えるというのは、そんなに反対はないんじゃないか。

もう一つは、中間配当をしようという企業は、結局において公開会社だけです。実際は一年決算が多いんですから、したがってなぜ公開会社に中間配当を要求するかということは、取引所の施策とか、株価の関係がある。したがって需要もないし、また、不利益の反面の利益ですから、説明はむずかしくないと思います。

それから中間の監査は、これは取引所はちょっとはつきりしませんけれども、期末には必ず公認会計士が監査意見を出すとするれば、もし期中にいいかげんなことをやっていたら必ず期末にやられますから。必ずしも期中に公認会計士の意見を聞かなければならないということも出てこないような気もするんです。事実上は聞いておかないと、期末になって困ってしまいますから、制度的に。そうなってくると監査役の意見を聞くこと自体が問題になってくるので、監査役の同意ということがいいのかどうか。監査役に見せることは許しませんけれども、その辺が一つ問題になる。」（同速記録 30～31 頁）

これに対し、鈴木小委員長は、監査役の同意ということではなく、取締役会に出席した監査役の意見を無視した取締役の責任というレベルで止めた方が良いのかも知れないとする一方、監査役の同意という形にもっていきながら期末には公認会計士にまかせるというのは論理が合わないと重ねて大蔵省の考え方を批判した。

「何か取締役会に提出して決議をしなければならぬということになると、取締役会に出ている以上は意見を述べることができる。意見を述べたにもにかかわらず平気な顔をしてやれば、取締役の責任は過失がないかとかいうことをいえなくなる可能性が多いというふうなところでとめたほうがいいのか。

しかし、監査役の全員の同意というふうな形に持って行って、そのときには公認会計士にかわるようにじきじきの監査をしなくちゃ監査役はほんとうはやれないだろうと思うのです。それが期中にはやっていながら、期末にはやらない、公認会計士にまかせばいいというのも、論理が合わないような感じがするのです。」（同速記録 30～31 頁）

しかし、出中委員は、中間配当については、地位の独立性を有する監査役に一応責任のある発言をして貰う必要があるのであり、監査役の同意ということは置いておいた方が良くとした。

「公認会計士は決算の監査がおもだということなら、二項からははずすことはいいかもしれないけれども、監査役全員の同意ということは、全員でなくとも、過半数

かもしれないけれども、監査役に一応責任のある発言をしてもらう必要はあるんじゃないでしょうかね。

どうも取締役会だけでやるということについて、取締役の中に監査役のようなものを別に設けるという案が最初にあったわけですが、それをやめて、監査役というものを設けてやるということにした関係で、どうしてもやはり取締役会以外の独立の地位を持っている人が、それにほんとうに期末のような監査をしないでも、一応の意見、たとえば三項にあるような要件を満たしておるというようなことについて意見を述べることは、これはごく形式的なことだから、後段は別として、前の任意準備金の額の以内であるというようなことについて述べることは、そんなに苦勞じゃないと思うので、やはり監査役の同意ということは置いたほうがいいのではないかと思いますかね。今度の改正のたてまえそのものからもやはりそうじゃないかと思いますがね。」(同速記録 31 頁)

矢沢委員も、監査役は意見を述べなければいけないだろうとした。

「これはおそらくだまっても意見は述べなければいけないでしょうね。」(同速記録 32 頁)

これに対し、田中委員は、それは同意の要件として必要だと説明した。

「それは同意の要件にかけるといふ。要件としてですね。」(同速記録 32 頁)

この監査役の同意を必要とする田中委員の意見に対し、鈴木小委員長は、会計について細かいことまでは知らない監査役に公認会計士に代わるような監査をしろといっても、それはできないのではと疑問を提起した。

「私もよくわからないのですが、特例会社のような場合の監査役というものは、一体どういう人がなるのかといったようなことを見ます場合に、むしろ会計についてはこまかいことは知らぬのかもしれない。しかし、それは会計監査人にやってもらうのだから、大綱においてわかればいいのだ、あとは業務監査ができるような人、

ある一種の識見を持っている人を並べておくのだというふうな形になりますと、その人に監査をしろということは、何も実際できないということですね。公認会計士にかわるような監査をしろといったって、できないということかもしれない。

そして田中委員がさっきおっしゃったような前段のあれだったら、これはだれが見ても法律違反だということはわかるんですからね。」（同速記録 32～33 頁）

（続）

（明治大学名誉教授）